

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定

(社会福祉課)

一

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出

(同)

七

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

(同)

七

○昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号(農業振興地域の指定)の一部

(農業振興課)

八

改正

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

八

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

(水産業振興課)

九

○道路の供用開始

(道路課)

九

○都市計画事業の事業計画変更の認可

(下水道課)

九

○土地改良区役員の就任の届出

(北部地方振興事務所)

一〇

公 告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

一〇

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二

(警察本部会計課)

一〇

件)

正 誤

○宮城県公報平成二五年号外第二二号中

一四

告 示

○宮城県告示第四百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定

によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成二十五年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
むつみ	黒川郡大和町小野字前沢三十一番一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	仙台市青葉区上杉一〇二一三	平成二十五年四月一日
ウエック巨理逢隈ケアステーション	巨理郡巨理町逢隈中泉字上谷地二百三十三番一	株式会社ウエルシスパートナイズ	仙台市青葉区一番町一丁目一番三十号	平成二十四年十二月一日
ウエック小牛田ケアステーション	遠田郡美里町駅東一丁目二番三号	株式会社ウエルシスパートナイズ	仙台市青葉区一番町一丁目一番三十号	平成二十五年四月一日
訪問介護福寿の家	遠田郡美里町北浦字待江八十二番八	有限会社福寿	大崎市古川中里四丁目一番十五号一〇一アーク古川	平成二十五年四月一日
ヘルパーステーションスカイクリエイト	石巻市中里三丁目四番二十五号	相川商会合同会社	石巻市中里三丁目四番二十五号	平成二十五年一月一日

二 訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
キャンナス石巻訪問看護ステーション	石巻市鑄銭場三十三佐々電ビル三階	佐々木あかね	石巻市駅前北通り一十四一三十二ロハスE二〇六号	平成二十五年三月一日

三 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
マルイチ薬局	石巻市山下町一丁目七番二十三号	株式会社マルイチ	石巻市山下町一丁目七番二十三号	平成二十五年四月一日
さざんか往診クリニック	多賀城市東田中二丁目二番三号ベルステーションビル三B	さざんか往診クリニック	多賀城市東田中二丁目二番三号ベルステーションビル三B	平成二十五年四月一日
やまと在宅療養所登米	登米市迫町佐沼下田中二十五	やまと在宅療養所登米	登米市迫町佐沼下田中二十五	平成二十五年四月一日

四 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
やわらぎ	黒川郡大和町小野字前沢三十一番一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	仙台市青葉区上杉一〇二一三	平成二十五年四月一日
悠泉通所介護事業所	塩竈市新浜町二丁目一三	株式会社紅葉	塩竈市新浜町二丁目一三	平成二十五年二月二十二日
あすてりあデイサービスセンター	気仙沼市上田中二丁目六四	株式会社ハック	気仙沼市上田中二丁目六四	平成二十四年十二月十九日

長根山デイサービスセンター	気仙沼市本吉町宮内四十四番地二十三	株式会社介援隊	気仙沼市本吉町宮内四十四番地二十三	平成二十四年九月一日
デイサービスりんご倶楽部	白石市城北町四一十七	有限会社バームサブライズ	仙台市青葉区中山四丁目二十五一二十三	平成二十五年三月一日
ライフクオリティ岩沼	岩沼市大手町八番十五号	株式会社京王ズライフクオリティ	仙台市青葉区中央二丁目二一十仙都会館七F	平成二十五年二月一日
デイサービスなでしこ	栗原市高清水桜丁八	有限会社いずみの里	栗原市高清水来光沢二一九	平成二十五年三月十五日
るきな会デイサービス	東松島市赤井字関の内四号二百三十二番地	株式会社憩いのお家ケアサービス	東松島市赤井字関の内四号二百三十二番地	平成二十五年四月一日
デイサービスセンター穂波	大崎市古川穂波三丁目八番三十六号	株式会社アルプスビジネスクリエーション	東京都大田区雪谷大塚町一番七号	平成二十五年四月一日
ほなみの郷デイサービスセンター	大崎市古川穂波三丁目八番三十六号	株式会社アルプスビジネスクリエーション	東京都大田区雪谷大塚町一番七号	平成二十五年四月一日

五 短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームこころの樹	塩竈市北浜四丁目六番十三号	社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会	塩竈市北浜四丁目六番五十二号	平成二十五年三月十五日
特別養護老人ホーム春圃苑	気仙沼市本吉町中島三百五十八番地三	社会福祉法人春圃会	気仙沼市本吉町中島三百五十八番地三	平成二十五年四月一日

六 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
グループホームあんしん館	気仙沼市唐桑町明戸二百十八番の一	株式会社ファースト・ケア	気仙沼市常楽二百三番地の二	平成二十五年四月一日

七 福祉用具貸与

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
株式会社エヌジェイアイケアヘルス南仙台店	岩沼市末広二丁目四番二十二号	株式会社エヌジェイアイ	福島県郡山市富久山町八山田字前林十一四光ビル一F	平成二十五年一月一日
テクノ・ケアサービス	登米市豊里町新田町二百二十番地	株式会社只野製作所	登米市豊里町新田町百九十三番地の四	平成二十五年四月一日
株式会社サンメデイカル宮城古川	大崎市古川駅東三丁目八一三	株式会社サンメデイカル	岩手県盛岡市肴町二番三十一号	平成二十五年三月十五日

八 居宅介護支援事業

株式会社アルプスビジネスクリエ ーション古川営業所	大崎市古川休塚字南川原六十八番十号	株式会社アルプスビジネス クリエーション	東京都大田区雪谷大塚町一番七号	平成二十五年四月一日
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
かけはし	柴田郡柴田町槻木白幡三丁目五十一・二十九	株式会社かけはし	柴田郡柴田町槻木白幡三丁目五十一・二十九	平成二十五年四月一日
居宅介護支援事業所十符・風の音	宮城県利府町葉山一丁目五十三	社会福祉法人宮城厚生福祉 会	仙台市宮城野区田字富里二百二十三番地	平成二十五年四月一日
長根山デイサービスセンター	気仙沼市本吉町宮内四十四番地二十三	株式会社介援隊	気仙沼市本吉町宮内四十四番地二十三	平成二十四年九月一日
あんしん館ケアプランセンター	大崎市古川福浦一丁目一番二十四号	株式会社ファースト・ケア クリエーション	気仙沼市常楽二百三番地の二	平成二十五年四月一日
ケアプランほなみ	大崎市古川穂波三丁目八番三十六号	株式会社アルプスビジネス クリエーション	東京都大田区雪谷大塚町一番七号	平成二十五年四月一日

九 地域密着型介護老人福祉施設

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
特別養護老人ホームこころの樹	塩竈市北浜四丁目六番十三号	社会福祉法人塩釜市社会福 祉協議会	塩竈市北浜四丁目六番五十二号	平成二十五年三月十五日
特別養護老人ホーム春圃苑	気仙沼市本吉町中島三百五十八番地三	社会福祉法人春圃会	気仙沼市本吉町中島三百五十八番地三	平成二十五年四月一日

十 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ウエック巨理逢隈ケアステーション	巨理郡巨理町逢隈中泉字上谷地二百三十三番一	株式会社ウエルシスパート ナーズ	仙台市青葉区一番町一丁目一番三十号	平成二十四年十二月一日
ウエック小牛田ケアステーション	遠田郡美里町駅東一丁目二番三号	株式会社ウエルシスパート ナーズ	仙台市青葉区一番町一丁目一番三十号	平成二十五年四月一日
訪問介護福寿の家	遠田郡美里町北浦字待江八十二番八	有限会社福寿	大崎市古川中里四丁目一番十五号一〇一アーク古 川	平成二十五年四月一日
ヘルパーステーションスカイクリ エイト	石巻市中里三丁目四番二十五号	相川商会合同会社	石巻市中里三丁目四番二十五号	平成二十五年一月一日

十一 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
キャンナス石巻訪問看護ステーション	石巻市鑄銭場三十三佐々電ビル三階	佐々木あかね	石巻市駅前北通り一丁十四三十二ロハスE二〇六号	平成二十五年三月一日

十二 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
マルイチ薬局	石巻市山下町一丁目七番二十三号	株式会社マルイチ	石巻市山下町一丁目七番二十三号	平成二十五年四月一日

十三 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
やわらぎ	黒川郡大和町小野字前沢三十一番一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	仙台市青葉区上杉一丁二一三	平成二十五年四月一日
悠泉通所介護事業所	塩竈市新浜町二丁目一三	株式会社紅葉	塩竈市新浜町二丁目一三	平成二十五年二月二十二日
あすてりあデイサービスセンター	気仙沼市上田中二丁目六四	株式会社ハック	気仙沼市上田中二丁目六四	平成二十四年十二月十九日
長根山デイサービスセンター	気仙沼市本吉町宮内四十四番地二十三	株式会社介援隊	気仙沼市本吉町宮内四十四番地二十三	平成二十四年九月一日
デイサービスりんご倶楽部	白石市城北町四一十七	有限会社バームサブライズ	仙台市青葉区中山四丁目二十五一二十三	平成二十五年三月一日
ライフクオリティ岩沼	岩沼市大手町八番十五号	株式会社京王ズライフクオリティ	仙台市青葉区中央二丁目二十仙都会館七F	平成二十五年二月一日
デイサービスなでしこ	栗原市高清水桜丁八	有限会社いずみの里	栗原市高清水来光沢二一九	平成二十五年三月十五日
るきな会デイサービス	東松島市赤井字関の内四号二百三十二番地	株式会社憩いのお家ケアサービス	東松島市赤井字関の内四号二百三十二番地	平成二十五年四月一日
デイサービスセンター穂波	大崎市古川穂波三丁目八番三十六号	株式会社アルプスビジネスクリエーション	東京都大田区雪谷大塚町一番七号	平成二十五年四月一日
ほなみの郷デイサービスセンター	大崎市古川穂波三丁目八番三十六号	株式会社アルプスビジネスクリエーション	東京都大田区雪谷大塚町一番七号	平成二十五年四月一日

十四 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
--------	---------	--------	---------	-------

特別養護老人ホーム春圃苑

気仙沼市本吉町中島三百五十八番地三

社会福祉法人春圃会

気仙沼市本吉町中島三百五十八番地三

平成二十五年四月一日

十五 介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称

事業所の所在地

申請者の名称

申請者の所在地

指定年月日

グループホームあんしん館

気仙沼市唐桑町明戸二百十八番の一

株式会社ファースト・ケア

気仙沼市常楽二百三番地の二

平成二十五年四月一日

十六 介護予防福祉用具貸与

事業所の名称

事業所の所在地

申請者の名称

申請者の所在地

指定年月日

株式会社エヌジェイアイケアヘル
ス南仙台店

岩沼市末広二丁目四番二十二号

株式会社エヌジェイアイ

福島県郡山市富久山町八山田字前林十一四光ビル一
F

平成二十五年一月一日

テクノ・ケアサービス

登米市豊里町新田町二百二十番地

株式会社只野製作所

登米市豊里町新田町百九十三番地の四

平成二十五年四月一日

株式会社サンメディカル宮城古川

大崎市古川駅東二丁目八一三

株式会社サンメディカル

岩手県盛岡市肴町二番三十一号

平成二十五年三月十五日

株式会社アルプスビジネスクリエ
ーション古川営業所

大崎市古川休塚字南川原六十八番十号

株式会社アルプスビジネス
クリエーション

東京都大田区雪谷大塚町一番七号

平成二十五年四月一日

十七 特定福祉用具販売

事業所の名称

事業所の所在地

申請者の名称

申請者の所在地

指定年月日

テクノ・ケアサービス

登米市豊里町新田二百二十番地

株式会社只野製作所

登米市豊里町新田町百九十三番地の四

平成二十五年四月一日

株式会社サンメディカル宮城古川
営業所

大崎市古川駅東二丁目八一三

株式会社サンメディカル

岩手県盛岡市肴町二番三十一号

平成二十五年三月十五日

株式会社アルプスビジネスクリエ
ーション古川営業所

大崎市古川休塚字南川原六十八番十号

株式会社アルプスビジネス
クリエーション

東京都大田区雪谷大塚町一番七号

平成二十五年四月一日

十八 特定介護予防福祉用具販売

事業所の名称

事業所の所在地

申請者の名称

申請者の所在地

指定年月日

テクノ・ケアサービス

登米市豊里町新田二百二十番地

株式会社只野製作所

登米市豊里町新田町百九十三番地の四

平成二十五年四月一日

株式会社サンメディカル宮城古川

大崎市古川駅東二丁目八一三

株式会社サンメディカル

岩手県盛岡市肴町二番三十一号

平成二十五年三月十五日

株式会社アルプスビジネスクリエ
ーション古川営業所

大崎市古川休塚字南川原六十八番十号

株式会社アルプスビジネス
クリエーション

東京都大田区雪谷大塚町一番七号

平成二十五年四月一日

○宮城県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	仙台調剤薬局古川店	大崎市古川駅東三ー四ー二十二	株式会社仙台調剤	仙台市泉区中央三丁目二十九番地の七ウイング二 十一医療ビル三階	平成二十五年三月一日			ケアプラセンター村伝	気仙沼市八日町二丁目三番五号	有限会社村伝	気仙沼市八日町二丁目三番五号	平成二十五年四月一日
								こくいきデイサービスく憩いのプラザく	登米市南方鴻ノ木百三十一番地の一	株式会社宮城登米広域介護サービス	登米市追町佐沼字光ヶ丘百四十番地の二	平成二十五年四月一日
								登米市訪問看護ステーション	登米市豊里町土手下百四番地一	登米市長	登米市追町佐沼字中江二丁目六番地	平成二十五年四月一日
								登米市立豊里病院訪問看護ステーション	登米市豊里町土手下百四番地一	登米市長	登米市追町佐沼字中江二丁目六番地	平成二十五年四月一日
								気仙沼市長磯後沢八十二ー三	気仙沼市長磯後沢八十二ー三	気仙沼市長磯後沢八十二ー三	気仙沼市長磯後沢八十二ー三	平成二十五年四月一日

○宮城県告示第四百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十五年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
アミカ仙台富谷介護センター	黒川郡富谷町成田三丁目三十二番十四号二階	株式会社HCM	訪問看護介護 介護予防訪問介護	平成二十五年五月三十一日
登米市立米谷病院訪問看護ステーション	登米市東和町米谷字元町二百番地	登米市長	訪問看護 介護予防訪問看護	平成二十五年三月三十一日
ケアプランほなみ	大崎市古川穂波三丁目八番三十六号	株式会社アルプスビジネス クリエーション宮城	居宅介護支援事業	平成二十五年三月三十一日
ほなみの郷デイサービスセンター	大崎市古川穂波三丁目八番三十六号	株式会社アルプスビジネス クリエーション宮城	通所介護 介護予防通所介護	平成二十五年三月三十一日
デイサービスセンター穂波	大崎市古川穂波三丁目八番三十六号	株式会社アルプスビジネス クリエーション宮城	通所介護	平成二十五年三月三十一日
株式会社アルプスビジネスクリエーション宮城古川営業所	大崎市古川休塚字南川原六十八一十	株式会社アルプスビジネス クリエーション宮城	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	平成二十五年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十六年宮城県告示第二百五十一号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十五年五月二十四日から施行する。

その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び仙台地方振興事務所に備え置いて、縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市のうち次に掲げる地域第三十六号中「鍛冶屋敷前」、「川前」、「川前浦」、「熊ノ前」、「寺城」、「中河原」、「舞台」、「宮崎」、「六本松」、「館」及び「館東」を削る。

同地域第三十七号中「京ノ北（一番三、九番三、十一番三から十二番三まで、四十一番一から百四十九番まで）」を「京ノ北（一番三、四十一番一から四十四番まで、八十三番一から百七番まで、百十九番から百二十番まで、百二十三番から百二十四番まで、百三十六番から百四十三番まで）」に、「京ノ中（十六番四から十六番五まで、四十一番から四十三番まで、六十番一から六十番五まで、六十八番二から六十八番三まで、七十一番一から百三十五番まで）」を「京ノ中（十六番四から十六番五まで、四十一番から四十三番まで、六十番三から八十二番まで、百六番から百十番二まで、百十七番から百三十五番まで）」に、「京ノ南（五番一から九番九まで、十一番二、十三番から二十三番三まで、二十五番一から二十八番三まで、三十番一から三十一番四まで、三十三番から三十五番二まで、三十七番、四十一番一から四十二番まで、四十五番、五十番、五十二番三から五十四番二まで、五十六番一

から五十六番三まで、六十三番二から七十五番二まで）」を「京ノ南（五番一から九番まで、九番五から九番七まで、十五番三、三十番三から三十一番一まで、三十一番四から四十二番まで、五十番から六十三番二まで、六十四番三から六十四番七まで、七十一番二から七十一番四まで、七十二番二から七十五番二まで）」に改める。

○宮城県告示第四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百七十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、志津川町加入区について、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十五年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	百十三号	刈田郡七ヶ宿町字松原一番四地先から同郡同町字諏訪原二四番九地先まで	平成二十五年五月二十四日

○宮城県告示第四百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
岩沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類
仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称
岩沼市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十七年十二月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

昭和四十八年宮城県告示第百八十三号、昭和五十三年宮城県告示第百三十四号、昭和五十六年宮城県告示第千三百十号、昭和六十三年宮城県告示第千二百二十五号、平成二年宮城県告示第五十号、平成三年宮城県告示第八百九十八号、平成六年宮城県告示第四百四号、平成九年宮城県告示第四百五十号、平成十二年宮城県告示第六百五十号、平成十六年宮城県告示第四百十九号及び平成二十二年宮城県告示第七百二十九号の事業地に、岩沼市押分字新大同、字須加原、下野郷字高瀬、字汐入二の一部を加える。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第四百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西向土地改良区役員 の 就任について、次のとおり届出があった。

平成二十五年五月二十四日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 宮 崎 博 之

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十五年四月十九日	濁 沼 栄 一	栗原市栗駒沼倉峰五番地	監 事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
多賀城市大代二丁目三十一番二、九十四番二及び九十四番三並びに八十五番三の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
多賀城市大代二丁目一番三十四号

佐藤甚一朗

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
本吉郡南三陸町志津川字御前下八番三、十番一、十二番二、十三番一及び十三番三並びに十二番一、十四番一及び十五番一の各一部並びに十四番一地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割第二四十二番地一

株式会社薬王堂

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 免許用汎用コンピュータ等賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県運転免許センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三三五）へ平成二十五年六月十八日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一二二一七七一、内線二三三二）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十五年六月四日（火）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年六月十八日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十五年七月二日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年七月三日（水）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎五階五〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters. July 2, 2013, 5:00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of general-purpose computers for driver's license -1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 501 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, July 3, 2013, 10:00 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年五月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 電子署名生成装置賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県運転免許センター

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

（一）入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及

び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三五）へ平成二十五年六月十八日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七七一、内線二三三二）

2 入札説明書等の交付期限
平成二十五年六月四日（火）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年六月十八日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に

において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限
入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十五年七月二日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所
(一) 日時 平成二十五年七月三日（水）午前十時三十分
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎五階五〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以

降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, July 2, 2013, 5 : 00 p.m.
- 2 Item/Service Required : Lease of check code creator for IC card driver's license - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 501 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, July 3, 2013, 10 : 30 a.m.
- 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

正 誤

○宮城県公報平成二十五年号外第二二号(平成二十五年三月二十九日付け)中

ページ	段 行	正	誤
八	上 後ろか ら三	第八条第二項、第九条	第七条第二項、第八条
	下 後ろか ら一四	第十条 場合においては	第九条 場合は